

名勝円山公園植物等保全管理業務の公募型プロポーザル方式による受託団体募集
(募集要項)

1 募集の趣旨

当協会は、このほど京都市名勝円山公園の最初の指定管理者(令和5年度～令和8年度の4年間)に指定されました。園池を含む植物等保全管理業務に携わる高い技術力と意欲を有する受託団体を、公募型プロポーザル方式の選考により選定することとしました。

については、次のとおり、公募に参加される団体を募集します。

2 募集する対象の業務の概要

(1) 業務名

京都市名勝円山公園植物等保全管理業務(委託業務)

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(この期間の実績が優秀であれば、これ以降年度ごとに最長3年間の延長を可能とする。)

(3) 場所

円山公園の指定管理区域(別図1)。祇園枝垂桜は対象外。

(4) 主な業務

京都市が平成28年3月に策定した名勝円山公園保存管理計画(以下「保存管理計画」という。)の趣旨を踏まえ、良好な景観と快適さを維持、向上できるよう保全管理する。

ア) 樹木管理……高木剪定、株物刈込、生垣剪定、藤棚剪定、施肥、害虫駆除・防除、実生木等の不要木の除去、樹木診断、樹木台帳管理等

イ) 園池管理……庭園にふさわしい樹木管理(マツ剪定等)、池流れ洗浄・浚渫等

ウ) 芝生地管理……芝刈、施肥等

エ) 園地・園路の管理・清掃……除草、落ち葉清掃、「和の花」保全

オ) 樹林地管理

カ) 庭園技術継承及び庭園文化発信の取組

キ) 緊急対応(風倒木処理等)

(5) 予定価格及び最低制限価格

・予定価格 22,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

・最低制限価格 17,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 求める提案の内容

名勝円山公園は、明治初期の太政官布達に基づき設置された、京都府内で最も歴史がある都市公園であり、昭和初期に園池(庭園)部分を含む公園区域のほぼ全域が国の名勝に指定されています。平成28年、京都市が「保存管理計画」を策定し、園池周囲の主要部分が再整備されました。

保存管理計画の中では、『四時遊覧の地』の魅力発信と活用の推進」という活用の基本的な考え方などが示されており、令和5年度から新たに導入される指定管理者制度においては、公園の魅力の情報発信と利活用が期待されています。その前提として、保存管理計画に沿った造園の高い技術水準に基づく植物等の保全管理を行い、公園の価値を保全・向上させる必要があります。

当協会は、管理運営の中で、幅広い層の来園者の方々が、公園と周辺エリアの重層的な歴史・文化、自然、景観にいつでも親しみ、楽しんでいただける「四時遊覧の地」に近づけられるよう、①本質的価値とゾーニングを重視した管理運営、②公園の魅力の発信、③地域連携・協調による利活用、④庭園の技術と文化の継承、⑤地域を象徴する希少植物の保全を行うこととしています。

この中で特に重要な位置を占める植物等保全管理業務では、京都市所管課や文化財関係機関との協議のもと、特に

- (A) 名勝にふさわしい管理水準の確保（各ゾーン、景観上重要な樹木ごとの適切な剪定や除伐、池流れの水景の適切な管理）
- (B) 眺望、視点場の確保（東山への眺め、公園内の景観、公園から見下ろす眺めを保全し、又は現状より向上させること）
- (C) 名勝円山公園を舞台にした庭園技術・文化の継承・発信

という3つの課題に、指定管理期間の4年間、さらには中長期的な視点で取り組む必要があります。

受託団体には、これらの課題を、当協会と密に連携をとりながら行っていただくこととなります。募集にあたっては、造園に関する高い技術水準と実績を有する団体であることを要件とするとともに、業務にあたって特に（A）～（C）などの考え方や具体的な内容等の提案を求め、選考します。

※1 「京都市名勝円山公園保存管理計画」（平成28年3月策定）は、京都市情報館に掲載されており、ダウンロードすることができます。

URL： <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000222792.html>

4 参加資格

造園事業を営む会社、本業務受託のため複数の会社で構成する共同事業体、又は事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく。）で、下記の資格をすべて満たしているものとします。本業務受託のため複数の会社で構成する共同事業体の場合は、全ての構成員がこの条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しない者であり、京都市及び当協会から指名停止等の処分を受けていない団体であること。
- (2) 京都市又は京都府内における造園事業（作庭又は維持管理）の十分な受注実績があり、京都市又は京都府内に本社等の主たる事業所を設置していること。
- (3) 団体の代表者及び役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。

- (4) 現場代理人又は樹木の剪定に携わる技術者には、厚生労働大臣認定の1級造園技能士及び(一社)京都市造園建設業協会が認定する公園樹管理士の資格を有する者を必ず含むこと。

5 参加手続及び提出書類

参加を希望される団体は、次の内容を所定の用紙に記入のうえ提出期限までに当協会に持参して下さい。複数の会社で構成する共同事業体を結成する場合は、代表となる法人等が手続きを行ってください。

(1) 提案書及び積算(見積)用資料の配布

- ①名勝円山公園の樹木維持管理方針(保存管理計画に基づく京都市のガイドライン)
- ②指定管理者(当協会)の管理運営、維持管理についての考えの概要を示す資料
- ③受託希望金額積算用資料(仕様書及び数量内訳表)
- ④選考の基準
- ⑤提出書類の各様式(希望する団体にはWordデータをお渡しします。)

(2) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②団体の概要(様式2)及び団体の定款
本業務受託のため複数の団体が結成する共同事業体の場合は、各団体の定款。
- ③4参加資格(3)にかかる誓約書(様式3)
- ④共同事業体の結成に関する協定書(様式4)・協定書(様式5)・連絡先一覧(様式6)
※本業務受託のため複数の団体が結成する共同事業体の場合のみ。
- ⑤団体の都市公園又は日本庭園の保全管理や作庭の業務を受託した実績等(様式7)
- ⑥現場代理人となる者の都市公園又は日本庭園の保全管理や作庭の業務に携わった経歴等(様式8)
- ⑦現場代理人又は樹木の剪定に携わる技術者が、1級造園技能士又は(一社)京都市造園建設業協会が認定する公園樹管理士の資格を有することを証明する書類(認定書の写し等)
- ⑧業務についての提案書(様式9)
- ⑨受託希望金額(様式10)

(3) 手続きのための資料配布期間、提出書類の受付期間、及び配布・受付場所

配布資料の受け取り、書類の提出の際は、電話連絡のうえ、当協会事務所までお越し下さい。

配布期間 本要項発表の翌日から令和5年3月3日(金)まで(日曜日を除く。)

受付時間 9:00~17:00

提出期限 令和5年3月1日(水)から令和5年3月7日(火)まで(日曜日を除く。)

受付時間 9:00~17:00

配布・受付場所 (公財)京都市都市緑化協会

所在地：京都市東山区円山町463番地

電話：075-561-1350

6 審査及び契約

(1) 一次審査

提出された提案書をもとに審査を行い、上位の団体（3団体程度まで）を選定します。

(2) 二次審査

応募団体（現場代理人となる者は必ず出席）から提案内容等についてヒアリングを行い、その得点を加味したうえで優秀な団体を委託候補者に選定します。

(3) 契約

①選定された団体と、年度の業務量に基づいた内訳書、契約条件に関する仕様書等（協議を行い、合意できた契約条件）について契約します。もし、契約条件が合意できない場合には、選考結果の次点の団体と契約協議を行います。

②契約は令和5年4月1日付で行う予定です。

7 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次によります。

(1) 提案書の著作権は、応募団体に帰属します。

(2) 提出書類の返却はいたしません。

(2) 当協会は、審査、施設管理者（京都市）への説明及び選考経過の記録等の目的で、提案書及び写しを使用することができるものとします。

8 実施スケジュール

(1) 募集要項の配布（協会HPによる公表） 令和5年 2月21日（火）

(2) 提案書提出の締切 令和5年 3月 7日（火）

(3) 一次審査（書類審査） 令和5年 3月 9日（木）

(4) 一次審査結果通知 令和5年 3月10日（金）

(5) 二次審査（ヒアリング） 令和5年 3月13日（月）

(6) 二次審査結果通知 令和5年 3月15日（水）

(7) 契約予定日 令和5年 4月 1日（土）

9 その他

本件に関する問い合わせは、（公財）京都市都市緑化協会・円山事務所までお願いします。

TEL：075-561-1350 FAX：075-561-1675